

新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱

新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金支給要綱（平成20年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 新潟市男性の育児休業取得促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 育児休業を取得した男性労働者に対し、予算の範囲内において奨励金を支給することにより男性の育児参画を促進し、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 育児休業 労働者が、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）又は就業規則、労働協約等に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。
- (2) 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 中小企業等 常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等をいう。

（支給対象の労働者）

第4条 奨励金は次の各号のいずれにも該当する育児休業取得労働者に対して支給するものとする。

- (1) 新潟市に住所を有する男性であること
- (2) 雇用保険の被保険者であること
- (3) 新潟市内の事業所又は、新潟市内に本社を置く新潟市外の事業所に勤務し、次項の各号のいずれにも該当する事業主に雇用されている労働者であること
- (4) 養育する3歳未満の子に対して連続する1か月以上の育児休業を取得すること
- (5) 前号の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- (6) 育児休業に関する体験記を作成すること
- (7) 市税の未納付がないこと
- (8) 市が行う啓発活動に協力すること

2 奨励金の支給対象の労働者を雇用する事業主は、次の各号にすべて該当する中小企業等の事業主とする。

- (1) 新潟市内に本社又は事業所を有すること
 - (2) 雇用保険の適用事業主であること
 - (3) 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
 - (4) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。
 - (5) 該当事業所の労使者を対象に育児休業制度の周知及び育児休業に関する体験記の共有（以下「職場研修」という。）を行うこと。
 - (6) 市が行う啓発活動に協力すること
- （支給制限）

第5条 国，地方公共団体，特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人が雇用する労働者，その資本金の1／4以上を国又は地方公共団体が出資している法人が雇用する労働者，及びその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人が雇用する労働者はこの奨励金の支給対象としないものとする。

（支給額）

第6条 奨励金の支給額は20万円とする。ただし，その支給申請の対象となる育児休業に係る一子につき1回に限り支給するものとする。

（男性労働者の申請及び実績報告）

第7条 奨励金の支給を受けようとする男性労働者は，職場復帰して1か月経過する日（以下「申請可能日」という。）から起算して1か月を経過した日又は申請可能日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに，奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 雇用保険被保険者証の写し
- (2) 住民票や母子健康手帳の写し等新潟市に住所を有すること及びその子との関係を証明できるもの
- (3) 育児休業申出書の写し
- (4) 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び職場復帰して1か月経過したことが確認できるもの
- (5) 育児休業に関する体験記（別記様式第2号）
- (6) 男性労働者の新潟市制度用納税証明書
- (7) 支給対象の労働者の暴力団排除に関する誓約書類

- (8) 育児休業取得に関する報告書（別記様式第3号 事業主用）
- (9) 雇用保険適用事業所設置届けの写し等雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- (10) 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し
- (11) 第4条第2項第5号の職場研修の実施を証明する書類（別記様式第4号）
- (12) 支給対象の労働者を雇用する事業主の暴力団排除に関する誓約書類
（支給決定）

第8条 市長は前条の申請を受理したときは、必要に応じて事情確認、実地調査等を行いその内容を審査し、奨励金の支給又は不支給を決定し、奨励金支給（不支給）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（支給）

第9条 市長は前条の支給決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。
（奨励金の支給決定の取り消し及び返還）

第10条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金支給決定取消通知書（別記様式第6号）により支給決定を取り消し、又は既に支給した場合は、奨励金返還命令書（別記様式第7号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたとき

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。